

カートオフィシャルライセンス講習会規定

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p>第1条～第4条 【略】</p> <p>第5条 開設申請の手続</p> <p>1. 開設予定日の1ヶ月前までに所定の書式をもって、J A Fに申請するものとし、併せて講習内容および時間割を提出するものとする。</p> <p>2. 【略】</p> <p>第6条～第13条 【略】</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1条～第4条 【略】</p> <p>第5条 開設申請の手続</p> <p>1. 開設予定日の1ヶ月前までに所定の書式をもって、<u>J A F 地方本部または支部を通じ</u>、J A F <u>本部</u>に申請するものとし、併せて講習内容および時間割を提出するものとする。</p> <p>2. 【略】</p> <p>第6条～第13条 【略】</p> <p style="text-align: right;">以上</p>